

※検討委員会での議論のポイント①課題はあるのか(観ねてきているかどうか)
②制度や運用方法の検討が必要かどうか③条例の本文を変える必要があるかどうか

小樽市自治基本条例 条文ごとの取組状況

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|---|--|--------|---|-----------------|
| <p>前文 私たちのまち小樽は、四季の豊かな自然と、海、山、坂の変化のある地形を有しています。また、市内には北海道開拓の玄関口として栄えた小樽港を中心に、小樽運河、旧国鉄手宮線及び北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物があり、情緒あるまちなみを形成しています。</p> <p>小樽では、北海道の開拓期から先人たちによってまちの礎が築かれてきました。さらに、小樽運河をめぐる議論やまちなみを保全する取組など、市民を中心としたまちづくり活動が行われ、小樽を変える大きな力となりました。</p> <p>私たちは、こうしたまちづくりに対して努力された方々の、郷土に対する思いや誇りを大切に後世に伝えていかななくてはなりません。</p> <p>そしてこれから、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるためには、将来の世代に対する責任と自覚の下、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。</p> <p>ここに私たちは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、小樽市自治基本条例を制定します。</p> | <p>※小樽市自治基本条例の根幹部分であるため、具体的取組は第3章以降に記載し、ここでは市民周知のみを記載</p> <p>＜①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに策定状況について会議録等を情報提供(随時) ・「広報おたる」に策定の経過等について掲載し情報提供(H23年度～H25年度 7回特集ページ掲載 合計9.5ページ分) ▲フォーラムの開催 <ul style="list-style-type: none"> H23年度(参加者 47人) H24年度(参加者 32名) ▲ワークショップの開催 <ul style="list-style-type: none"> H23年度 2回開催(参加者41名) ▲市民説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> H25年度 3回開催(参加者52名) ・リーフレットを作成し、市関係機関で配布 <p>※▲については、その年度のみの取組</p> <p>＜②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「広報おたる」に条例の内容について掲載し情報提供(H26年度 特集コラム 9回 合計4.5ページ) ○まち育てふれあいトークにより自治基本条例の内容を説明(H27年度 (社)北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部 53名参加) ○子供を対象に小樽商大津ゼミの協力のもと「キッズモール」を開催(H26年度 小学生とその親5組によりまちづくり体験の実施) ○小樽商大津ゼミの協力のもと、中学生～大学生を対象にリーフレットを作成 | | <p>・本条例の市民周知については、アンケート等による実績値はありませんが、十分に浸透している状況ではないと考えます。今後も、周知度の調査の検討のほか、本条例の内容や主旨の周知などに取組む必要があると考えます。</p> | |
| <p>第1章 総則</p> | | | | |
| <p>第1条 (目的)</p> <p>この条例は、市民、議会及び市(市長その他の執行機関をいいます。以下同じ。)が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。</p> | | | | |
| <p>第2条 (定義)</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民 市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者(以下「事業者」といいます。)及び活動する団体をいいます。 (2) 協働 市民、議会及び市が、それぞれの責務と役割を認識し、お互いを尊重しながら協力し行動することをいいます。 (3) コミュニティ 地域を単位とする町内会、ボランティア団体その他の市民が心豊かに暮らすために主体的かつ自立的に活動する組織又は団体をいいます。 (4) まちづくり 豊かで活力ある地域社会の実現のための公共的な活動をいいます。 | | | | <p>第1回検討委員会</p> |
| <p>第2章 まちづくりの基本原則</p> | | | | |
| <p>第3条 (情報の共有の原則)</p> <p>市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。</p> | | | | |
| <p>第4条 (参加及び協働の原則)</p> <p>まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします。</p> <p>2 市民、議会及び市は、それぞれがその役割に基づいて、協働してまちづくりを進めることを基本とします。</p> | | | | |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|---|--|---|--|-----------------|
| <p>第3章 情報の共有</p> <p>第5条 (情報の提供) 市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・広報誌の発行 ①「広報おたる」毎月発行(市広報) ②「絆」年4回(市立病院広報) ③「水おたる」年3回(水道局広報) ④火災予防運動お知らせ年2回(消防本部) ・情報誌の発行 ①小樽市くらしのガイド(全戸配布) ②各イベント情報(博物館、図書館、観光振興室、子育て支援センター、生涯学習プラザ、勤労女性センター等) ③その他市政情報(検診カレンダー(保健所)、ゴミ収集カレンダー(生活環境)ほか) ・「まち育てふれあいトーク」など各種出前講座や各種相談会・講演会等による情報提供 ・定例市長記者会見 ・小樽市公式ホームページによる情報提供 ・テレビ・ラジオ放送での小樽市からのお知らせ ・町内会を通じた回覧等による情報提供(随時)</p> <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○小樽市公式ホームページの市民相談に対応したレイアウト変更(H27年度～) ○フェイスブック及びツイッターでの情報発信(H28年度～) ○「広報おたる」折り込みチラシでの重点施策の周知(H29年度～)</p> | <p><まちづくりフォーラム(H30.7)参加者アンケート> Q まちづくりに関する情報が適時わかりやすく提供されているか A 十分提供されている 9.5% ある程度提供されている 38.1% どちらともいえない 19.1% あまり提供されていない 26.2% 全く提供されていない 7.1%</p> | <p>・本条文の主旨により、市政情報などについて、市ホームページや広報おたるを中心に情報提供を行っています。が、今後も、それ以外の方法も取り入れながら、より分かりやすい市政情報の提供に取り組む必要があると考えております。</p> | <p>第2回検討委員会</p> |
| <p>第25条 (説明責任) 市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します。 2 市は、市民からの意見、提案、要望、苦情等について、十分に調査及び検討を行い、誠実に対応します。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・接遇や苦情対応に関する研修の実施</p> <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○「分かりやすい説明の仕方研修」の実施(H29年度)</p> | | <p>※第8章 行政運営(P7)参照</p> | <p>第2回検討委員会</p> |
| <p>第6条 (情報の公開) 議会及び市は、その保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。 2 議会及び市は、その保有する情報を適切に管理します。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・「小樽市情報公開条例」等に基づく情報公開請求の受付、開示等 (H26～H29年度:請求547件。うち全部開示125件、一部開示389件、不開示10件、取下げ23件) ・「小樽市文書事務取扱規程」に基づく年度ごとの文書分類表により管理</p> <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○新設する審議会等については原則公開することとし、既存の審議会等についても公開することに変更したもの(国保運営協議会など)がある</p> | | <p>・本条文の主旨により、情報公開請求があった場合、小樽市情報公開条例の規定に従い適正に対応しているほか、審議会等についても公開対応が主になりつつあります。今後も同様に対応する必要があると考えております。</p> | <p>第2回検討委員会</p> |
| <p>第7条 (個人情報の保護) 議会及び市は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講ずるとともに、その保有する個人情報を適切に取り扱います。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・「小樽市個人情報保護条例」に基づく個人情報の適正管理 ・「小樽市個人情報保護条例」に基づく保有個人情報開示請求の受付、開示等 (H26～H29年度:請求22件。うち全部開示6件、一部開示8件、不開示8件) ・「小樽市個人情報保護条例」に基づく保有個人情報訂正請求の受付等 (H26～H29年度:請求1件。うち不訂正1件)</p> <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○マイナンバー制度の開始に伴う「小樽市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」の制定、庁内周知(H27年度～) ○小樽市立病院における「個人情報保護方針」、「個人情報の保護に関する院内ガイドライン」等の策定及び「個人情報保護検討委員会」の設置(H26年度～)</p> | | <p>・本条文の主旨により、個人情報の取り扱いについては、小樽市個人情報保護条例の規定に従い適正に対応しており、今後も同様に対応する必要があると考えております。</p> | <p>第2回検討委員会</p> |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|---|---|---|--|----------|
| 第4章 参加及び協働 第8条 (市民参加の推進) 市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るよう努めます。 2 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めます。 3 市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。 | <①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・審議会等での市民公募委員の参画 ・各年度4月1日現在の女性登用状況の調査、市ホームページへの掲載 ・審議会等への女性登用の推進 ・パブリックコメントの実施 (H26-H29年度:実施49案件。うち意見提出者数75人・団体、意見数243件、計画等の修正件数8件) <②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○審議会等における市民公募委員への事前登録を行う「小樽まちづくりエントリー制度」の試行(H28年度～。市民公募委員数:H28.4.1 27人→H29.4.1 50人) ○市長が直接地域に赴いて市民からの意見をうかがう「おたるWAKI・あい・あいトーク」を新設(H28年度～。1回開催42名参加) ○小樽まちづくりエントリー制度の実施により、審議会等への女性の登用推進に寄与(市全体の女性登用率 32.1%(H22.4.1)⇒34.1%(H29.4.1)、エントリー制度による女性登用率61.0%) ○市民アンケートにおける無作為抽出の際、地域、性別や年齢に偏りが生じないように配慮 | <総合計画策定のためのアンケート> Q 市民の意見や要望が市政に反映されていると思うか A (H28調査) 反映されている 0.9% ある程度反映されている 22.6% あまり反映されていない 34.2% 反映されていない 15.9% どちらともいえない 24.4% (H19調査) 反映されている 0.6% ある程度反映されている 24.3% あまり反映されていない 42.9% 反映されていない 12.4% どちらともいえない 15.2% Q 市民の意見を市政に反映させるため必要なことは何か A (H28調査 複数回答のうち回答上位) アンケート調査など多数の意見を聴く機会を増やす 44.7% 計画策定の際に意見を聞く機会を増やす 24.7% 市政の評価に参加できる機会の充実 23.0% 市政の重要課題についての懇談 21.8% 審議会などを傍聴できる機会の充実 18.4% <まちづくりエントリー制度就任委員へのアンケート> Q 会議における御自身の意見の反映について A (H30.1調査) ある程度反映されたと思う 26.9% あまり反映されなかったと思う 19.2% どちらともいえない 50.0% | ・本条文に規定する市民参加について、市政への市民参加の手法である審議会への市民公募については実績値はあがっているものの、アンケートによる意見の市政への反映に対する満足度は高くない。今後も、市政への市民意見の反映を念頭に、参加機会の充実を図る必要があると考えております。 | 第2回検討委員会 |
| 第24条 (委員の公募) 市は、審議会等を設置する場合は、公募による委員を加えるよう努めます。 | <①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・各種審議会等に市民公募委員枠を設定 <②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○「小樽まちづくりエントリー制度」を導入し、従来の広報等による一般公募に加え、登録制度により市民参加の増に努めた(H28・29年度:登録者132名、委員就任42名〔22審議会等〕) ○各種計画策定等に当たり審議会等を新設する際に市民公募委員枠を設けた。 ○既存の審議会等に市民公募委員枠を新設した、又は増員した。 ※市民公募委員数の推移 H25年度:18人(10審議会等)、H26年度:21人(12審議会等)、H27年度:24人(14審議会等)、H28年度:27人(16審議会等)、H29年度:50人(19審議会等) | | ※第8章 行政運営(P7)参照 | 第2回検討委員会 |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-----------------|----------|------------------|-------|-------------------|-------|------------------|-------|--------------------|-------|---|-----------------|
| <p>第9条 (協働によるまちづくりの推進) 市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>2 市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> <ul style="list-style-type: none"> 各種ボランティア養成のための講座の開催(ウォーキングサポーター養成講座、食生活改善推進員養成講座など) 各種計画等策定のための無作為抽出による市民等へのアンケートの実施(第6次小樽市総合計画など) 各種計画等策定のためのワークショップ、意見交換会、説明会等の開催(小樽市自治基本条例策定など) 「快適な環境づくり実践連絡会議」による『旧手宮線クリーンアップウォーキング(JR北海道小樽駅と共催)』『フラワーストリート(浅草線の花植え事業)』の実施 「ボイ捨防止！街をきれいにし隊」による清掃活動の実施 集団資源回収事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※地域の町内会などの団体が登録し資源回収を実施する。奨励金有 公園愛護会による活動(62公園45団体) <ul style="list-style-type: none"> ※公園の清掃、除草・公園施設の点検連絡等 私道整備への支援(私道の舗装工事等を行う地域有志団体等に費用助成) 街路防犯灯設置等への支援(街路防犯灯の工事・維持管理に要した費用の一部を設置者・維持者(町会等)に助成) 「小樽市ふるさとまちづくり協働事業」による支援(市民が主体的に行う公益性の高いまちづくり活動に対する費用助成) <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> <ul style="list-style-type: none"> ○北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画策定のためのワークショップ(H26年度、3回)及び説明会(H29年度、1回)開催 ○「小樽市健康づくりネットワーク会議」委員を『おたる健康ナビゲーター』に任命・協働した健康づくり情報の発信(H27年度～) ○『小樽わくわく共育ネットワーク』講座の開催(H27年度～) ○「小樽認知症の人を支える家族の会」との共催により、「世界アルツハイマーデー記念講演会」を開催(H27年度～) ○小樽まちづくりエントリー制度の名簿登録者あてにワークショップ等の参加案内(H28年度1件、H29年度2件) ○「小樽市歴史文化基本構想」策定に係る市民参加型のワークショップの実施(H28年度:2回、H29年度:1回) ○第二次小樽市観光基本計画策定のためワークショップを開催(H28年度、25名参加) ○公共施設のあり方を検討するため、市民意見交換会を開催(H29年度、一般参加19名) ○次期総合計画策定に向け、ワークショップ「小樽市民会議100」を開催(H29年度、全5回、延276人参加) ○街路防犯灯のLED化への支援(既存街路防犯灯をLED灯に改良する費用の一部を設置者(町会等)に助成。H27年度～H29年度の対象灯具は水銀灯、白熱灯、蛍光灯。H30～H32年度の対象灯具はナトリウム灯、無電極灯) </p> </p> | <p><まちづくりフォーラム(H30.7)参加者アンケート> Q 条例によるまちづくりを進めていく上での課題点や課題は何だと思うか A (複数回答可)</p> <table border="1"> <tr> <td>市からの情報提供が不足している</td> <td>11.1%</td> </tr> <tr> <td>市からの市民参加の機会提供の不足</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td>市によるコミュニティへの支援が不足</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>市民の意識や関心が少ない</td> <td>43.1%</td> </tr> <tr> <td>まちづくりへの参加の仕方がわからない</td> <td>13.9%</td> </tr> </table> | 市からの情報提供が不足している | 11.1% | 市からの市民参加の機会提供の不足 | 13.9% | 市によるコミュニティへの支援が不足 | 16.7% | 市民の意識や関心が少ない | 43.1% | まちづくりへの参加の仕方がわからない | 13.9% | <p>・アンケート結果では、市からの情報提供の不足や市民参加の機会提供の不足、コミュニティの支援不足が指摘されいるとともに、市民のまちづくりへの意識や関心の低さが指摘されています。よって、本条文に規定する協働のまちづくりの推進が進んでいるとは言えない状況にあると考えます。今後も、第5条情報の提供 第8条市民参加の推進 第10条 コミュニティの規定による取り組みを進めることにより、協働のまちづくりの推進を図る必要があると考えております。</p> | <p>第2回検討委員会</p> |
| 市からの情報提供が不足している | 11.1% | | | | | | | | | | | | | |
| 市からの市民参加の機会提供の不足 | 13.9% | | | | | | | | | | | | | |
| 市によるコミュニティへの支援が不足 | 16.7% | | | | | | | | | | | | | |
| 市民の意識や関心が少ない | 43.1% | | | | | | | | | | | | | |
| まちづくりへの参加の仕方がわからない | 13.9% | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第10条 (コミュニティ) 市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。</p> <p>2 市は、コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> <ul style="list-style-type: none"> 総連合町会・各町会への支援(総連合町会への補助、町会支援員制度) 町内会館の建設等への支援(町内会館を新築、改修する際の一部補助) 「地区連合町会長と市長と語るつどい」及び「町会長と市との定例連絡会議」の開催 町内会役員を対象としたコミュニティリーダー研修の開催 一般財団法人自治総合センターによる「コミュニティ助成事業」の活用への支援(広報おたる・市ホームページでの助成事業募集の周知、応募の取りまとめ) 老人クラブ連合会・各老人クラブへの支援(老人クラブ連合会への補助) <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> <ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる認知症カフェの運営事業に対し補助金を交付(H29年6団体) </p> </p> | <p><まちづくりフォーラム(H30.7)参加者アンケート> Q コミュニティ(町内会、NPO法人など)活動に関ったことはあるか A</p> <table border="1"> <tr> <td>積極的に関わっている</td> <td>29.3%</td> </tr> <tr> <td>ときどき関わっている</td> <td>31.7%</td> </tr> <tr> <td>以前に関わったことがある</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>関わったことはないが今後関りたい</td> <td>22.0%</td> </tr> <tr> <td>関ろうとは思わない</td> <td>7.2%</td> </tr> </table> | 積極的に関わっている | 29.3% | ときどき関わっている | 31.7% | 以前に関わったことがある | 9.8% | 関わったことはないが今後関りたい | 22.0% | 関ろうとは思わない | 7.2% | <p>・本条例に規定するコミュニティ、特に、町内会では加入率の低下や役員不足などの問題を抱えており、市として加入促進等の支援に今後も努めていく必要があると考えております。また、その他のコミュニティについても、その活動の情報収集、市民への情報提供、その他支援に努め、活動の活発化を図る必要があると考えております。</p> | <p>第2回検討委員会</p> |
| 積極的に関わっている | 29.3% | | | | | | | | | | | | | |
| ときどき関わっている | 31.7% | | | | | | | | | | | | | |
| 以前に関わったことがある | 9.8% | | | | | | | | | | | | | |
| 関わったことはないが今後関りたい | 22.0% | | | | | | | | | | | | | |
| 関ろうとは思わない | 7.2% | | | | | | | | | | | | | |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|--|--|---|--|-----------------|
| <p>第11条 (住民投票) 市長は、市政に関する重要な事案について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除きます。)をいいます。)の意思を確認するため、その事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定め、住民投票を実施することができます。 2 市は、住民投票の結果を尊重します。</p> | <p><実例なし></p> | | | <p>第2回検討委員会</p> |
| <p>第5章 市民</p> | <p>【市で把握している取組の例】</p> | <p><総合計画策定のためのアンケート></p> | | |
| <p>第12条 (市民の権利) 市民は、一人一人の自由意志に基づいて、まちづくりに参加することができます。 2 市民は、議会及び市が保有する情報について、知る権利を有します。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・各町内会や小中学校、各種事業者等による緑化活動、地域清掃活動や河川等の清掃活動 ・各町内会によるサロン事業の実施(高齢者等地域住民の交流の場づくり) ・老人クラブ連合会による友愛訪問活動の実施(独居高齢者宅等を訪問) ・各自主グループの「ノルディックウォーキング」による健康づくりボランティア活動の実施 ・「小樽食生活改善協議会」による食改善を通じた健康づくりボランティア活動の実施(食生活改善推進員による自主組織でのボランティア活動) ・各種イベントへのボランティアの参加 ・まちづくり協働事業での実施事業 (H21年度「手宮公園桜再生事業」「並木凡平歌碑周辺整備」ほか) (H22年度「朝里川遊歩道桜並木百本事業」「第2回おたる祝津にしん祭り」ほか) (H23年度「小樽武揚祭2011」「第3回おたる祝津にしん祭り」ほか) (H24年度「真夏の北運河サウンドエナジー」2013朝里十字街雪まつり」ほか) (H25年度「おたる案内人ジュニア育成プログラム事業」「ベビーマッサージキャラバン」ほか)</p> | <p>Q まちづくりのための市民活動に参加したことがあるか A (H28調査) 現在参加している 13.4% 以前参加したことがある 31.1% 参加したことはない 52.4%</p> <p>Q どのようなまちづくりに参加したか A (H28調査 複数回答のうち回答上位) ・町内会など地域における活動 68.2% ・美化・清掃活動 42.7% ・イベント活動 20.3% ・環境保全(自然保護・リサイクル)活動 18.6% ・交通安全、防犯、防災活動 16.9% ・お年寄りや障がいのある方への支援 15.5%</p> <p>Q 今後まちづくりに参加したいか A (H28調査) 積極的に参加したい 3.4% ある程度参加したい 49.7% 参加できない(したくない) 40.3%</p> <p>Q 今後参加したい分野は A (H28調査 複数回答のうち回答上位) ・美化・清掃活動 44.4% ・町内会などの地域活動 41.8% ・お年寄りや障がいのある方への支援 32.5% ・環境保全(自然保護・リサイクル)活動 28.8% ・イベント活動 26.5% ・子育て支援活動 26.2% ・郷土遺産を守り育てる活動 22.0% ・交通安全、防犯、防災活動 15.6%</p> | <p>・本章の規定について、アンケート結果では、まちづくりのための市民活動に参加したことのない人が過半数であるため、今後も市として、まちづくりの情報提供や市民参加機会の充実などにより、まちづくりに参加しやすい状況を作り出す必要があると考えます。</p> | <p>第2回検討委員会</p> |
| <p>第13条 (市民の責務) 市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参加するよう努めます。 2 市民は、まちづくりへの参加に際して、自らの発言及び行動に責任を持ち、互いに協力するよう努めます。</p> | <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○高齢者と障害者、子ども達との交流(rashisaの庭、小樽ポッケ) ○猫の終生適正飼育の啓蒙活動(おたる猫サポート隊) ○木工作業の指導・支援活動(木工ボランティアきつつき) ○食事を中心とした高齢者の居場所づくり(くつろぎ食堂ぼぼろ) ○各介護予防教室による健康づくりサポート活動(高齢者の健康づくり) ○障害者と一緒に清掃活動(じつはら社会福祉事務所ボランティアの会) ○まちづくり協働事業での実施事業 (H26年度「～真夏の～北運河サウンドエナジーvol.3」「2015朝里十字街雪まつり」ほか) (H27年度「おたるワークステーション」「元気な心は体から!」ほか) (H28年度「あそびで笑顔のまちづくり」「みんなあつまれ!」「北海道の近代化歴史遺産旧手宮線を「花と鉄道の散策路」に」ほか) (H29年度「あそびで笑顔のまちづくり」「みんなのひろば」「IchigoJamプログラミング教室」ほか)</p> | | | |
| <p>第14条 (事業者の権利及び責務) 事業者は、前2条に規定する権利及び責務を有するとともに、自らも地域の一員として、地域社会との調和を図り、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めます。</p> | | | | |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|--|---|--------|---|----------|
| 第6章 議会及び議員 第15条 (議会の役割及び責務) 議会は、市政の意思決定機関として、法令に定める権限を行使するほか、市政の適正な運営について監視及びけん制を行います。 2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。 | <p style="text-align: center;"><市議会において作成中></p> | | | 第2回検討委員会 |
| 第16条 (議員の責務) 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、小樽市の状況と地域の課題について市民とその認識を共有し、積極的に市民の様々な意向を把握することにより、これを議会での議論に反映させるよう努めます。 2 議員は、議会での議論及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究に努めます。 | | | | |
| 第7章 市長及び職員 第17条 (市長の役割及び責務) 市長は、選挙によって選ばれた小樽市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。 2 市長は、小樽市の状況や課題について、市民とその認識を共有し、指導力を発揮して、まちづくりに取り組みます。 3 市長は、市民の代表として、小樽及び後志地域の魅力を認識し、国内外に発信します。 | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報おたる」を活用した市長への手紙の実施(現在は年1回) ・市HPを活用した市長公務の情報提供 ・町内会等、まちづくり団体との懇談 ・トップセールスの実施(首都圏展示会、クルーズ客船誘致等) | | ・本条例の規定について、市長の取り組み姿勢としては、本条例の主旨のとおり行っていると考えます。 | 第3回検討委員会 |
| 第18条 (職員の育成等) 市長その他の任命権者は、まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます。 | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、道その他関係団体への職員派遣 ・「小樽市人材育成基本方針」の策定(H19年度) ・人事評価制度実施に向けた試行を実施(H19・21・25年度) ・職員研修の実施(H25年度:基本・特別・派遣研修を計32件実施、460名受講) ・「小樽市職員倫理条例」(H23年度制定)に基づいた「コンプライアンスハンドブック」を作成し・配布により周知(H24年度) ・「小樽市自治基本条例」の施行前に職員説明会を実施(H25年度)219名受講 ・全国の不祥事例を教訓とする「コンプライアンス通信」を毎月発信(H24年度～) <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己啓発のための「eラーニング」の実施(H26年度～) ○職員研修の項目に「小樽市自治基本条例」の内容を追加(H26年度～H29年度 367名履修) ○人事評価制度実施に向けた試行を実施(H27年度)、同制度本格実施(H28年度～) ○職員研修の充実(H29年度:基本・特別・派遣研修を計55件実施、1,035名受講) ○「小樽市人材育成基本方針」を改訂(H29年度改訂作業、H30施行) | | ・本条例に規定する、職員の育成については、条文の主旨のとおり行っていると考えられるが、今後もより職員育成に資する取組みを行っていく必要があると考えております。 | 第3回検討委員会 |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|---|--|--------|--|-----------------|
| <p>第19条 (職員の責務) 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得、技術の向上等の自己研さんに努めます。</p> <p>3 職員は、自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的にまちづくりに参加するよう努めます。</p> <p>4 職員は、市政に関する事実で、法令に違反し、市政に対する市民の信頼を損なう行為により、公共の利益に反する事実を確認した場合は、別に条例で定めるところにより、その事実を通報します。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・職員として採用時、法令の遵守及び公正かつ誠実な職務の遂行について宣誓書に署名捺印 ・職員研修の履修のほか職場内研修の履修及び実施 ・おたる雪あかりの路などのイベント参加や市役所庁舎ガーデニングボランティアなどへの参加</p> | | <p>・本条文に規定する、職員の責務については、法令等に定める事項については概ね本条例の主旨どおり遵守していると考えられますが、職務上の事故等も発生しているため、今後も、より本条文の主旨により職務を遂行する必要があると考えます。また、職員のまちづくりへの参加については本条例の主旨を周知し、意識改革を図る必要があると考えております。</p> | <p>第3回検討委員会</p> |
| <p>第8章 行政運営</p> <p>第20条 (総合的な計画) 市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画(以下単に「総合的な計画」といいます。)を策定します。</p> <p>2 市は、総合的な計画の策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努めます。</p> <p>3 市は、市政に関する計画及び施策を定める場合は、総合的な計画との整合性を図ります。</p> <p>4 市は、総合的な計画の実施状況について、進行管理を行い、市民へ情報提供を行うとともに、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討します。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・次期総合計画策定のための各種アンケート調査の実施(H28年度:市民3,000人に送付、1,172人から回答。町会等へ168件送付、117件回答。各種団体等へ172件送付、122件回答) ・次期総合計画策定の進捗状況を「広報おたる」や市ホームページに随時掲載 ・「おたる子ども会議」を拡大し開催(H29年度:中学校12校、生徒24人が参加)</p> <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○次期総合計画の構造について機動的に見直しができるよう、基本構想・基本計画からなる2層構造とするとともに、適切な進行管理を指し行政評価と一体となった計画となるよう策定方針を策定(H28年度) ○総合的な計画を策定するため「小樽市総合的な計画の策定等に関する条例」を制定(H29年度) ○次期総合計画策定に向け、ワークショップ「小樽市民会議100」を開催(H29年度。全5回、延276人参加) ○次期総合計画策定に向け、市民参加による「小樽市総合計画審議会」を設置(H29年度～)</p> | | <p>・本章に規定する行政運営の各規定については、概ね条例の主旨のとおり遂行しているものと考えますが、今後は、より一層の情報提供と市民参加の推進、より健全な財政運営、市民への説明責任と法令の遵守に留意し市政運営に取り組む必要があると考えております。</p> | <p>第3回検討委員会</p> |
| <p>第21条 (財政運営) 市は、健全な財政運営を図るため、総合的な計画を踏まえながら中長期的な展望に立った予算編成に努めます。</p> <p>2 市は、所管する公有財産について把握し、適正に管理するとともに、効果的な活用に努めます。</p> <p>3 市は、財政の状況、予算及び決算の内容並びに公有財産の状況について、市民に分かりやすく情報を公表します。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・「予算」「決算」「財政状況」「新地方公会計制度による財務諸表」など小樽市の財政状況に関する情報を市ホームページや広報おたるにより公表 ・小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定(H22年度) ・小樽市公園施設長寿命化計画の策定(H25年度) ・小樽市橋梁長寿化修繕計画の策定(H25年度)</p> <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○公有財産を含む固定資産台帳を策定(H28年度。今後、公表予定) ○「小樽市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の現状を把握、今後の管理等の基本的な方針を規定(H28年度)。計画策定時に広報おたる等により公表、市ホームページに掲載。同計画に基づき、個別施設計画を策定予定(H32年度)</p> | | | <p>第3回検討委員会</p> |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|---|---|--------|-----------------|----------|
| 第22条 (行政評価) 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます。 2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます。 | <①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・事業評価を実施(H24・25年度は試行。H24～H28で計314事業、うち56事業が見直し済) <②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○施策評価を試行として実施(H28・H29年度) ○施策の評価過程において、市民9名を含む10名による行政評価市民会議を開催し意見等を聴取(H28年度～。H29年度の市民会議は市民7名を含む8名で構成) ○行政評価市民会議の意見等を基に、評価方法等の見直しを検討し、一部実施(H29年度) | | ※第8章 行政運営(P7)参照 | 第3回検討委員会 |
| 第23条 (組織運営) 市は、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応するため、市民に分かりやすく、効果的かつ機能的な組織の編成に努めます。 2 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、組織内の横断的な連携を積極的に進めます。 | <①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・財政再建を目的に大規模な組織改革を実施(H16年度、H20年度) ・グループ制の導入(H16年度～) <②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○福祉部子育て支援課を室に、産業港湾部港湾室に港湾振興課を新設など、全15項目の組織改革を実施(H29年度) | | | 第3回検討委員会 |
| 第26条 (法務) 市は、必要に応じて、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法令等の適正な解釈及び運用を行います。 | <①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・例規審査委員会を設置(職員15名程度) ・職員研修「法制研修」を実施している。(出席者30人程度/年1回) ・法務担当職員による北海道主催の法令関係研修等への出席 <②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○株式会社ぎょうせいの運営するシステム導入による法令の効率的な管理・運用(H28年度～) | | | 第3回検討委員会 |
| 第27条 (関与団体) 市は、出資、補助、職員の派遣等の支援を行う団体及び指定管理者に対して、これらの者が行う市と関連する業務の目的が達成されるよう、必要な意見を述べ、及び助言することができるものとします。 | <①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・出資団体 27団体(H28年度)、補助等交付団体 159団体(H28年度)、指定管理者 22箇所(H30.4.1)に対して毎年事業実績の提出を求めている他、必要に応じて助言等を行っている。 <②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○小樽市補助金等交付規則の施行による、適切な補助金等の交付及び管理(H27年度～) | | | 第3回検討委員会 |
| 第28条 (行政手続) 市は、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を別に条例で定めます。 | <①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・行政手続条例に基づき、事務手続のフローや審査基準等の設定要領などを定めた庁内マニュアルを整備 <②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○株式会社ぎょうせいの運営するシステム導入による標準処理期間の設定(H30年度) | | | 第3回検討委員会 |
| 第29条 (外部監査) 市は、適正で、効果的かつ効率的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、必要に応じて、外部監査を実施するものとします。 | <実例なし> | | | 第3回検討委員会 |
| 第30条 (公益通報制度) 市は、別に条例で定めるところにより、職員からの公益通報及び市民からの公益目的通報による市政に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等に対し厳正に対処すべき体制を整えるとともに、当該通報者が不利益を受けないよう必要な措置を講ずるものとします。 | <①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・小樽市職員倫理条例に基づき「コンプライアンス委員会」設置(H24年度)(H24年度:通報1件 委員会開催3回、H25年度:通報1件 委員会開催3回、H26年度:通報3件 委員会開催3回、H27年度:通報4件 委員会開催2回、H28年度:通報4件 委員会開催6回 H29年度:通報5件 委員会開催4回) ・公益通報者保護法に基づき、通報体制を整備 | | | 第3回検討委員会 |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|--|--|--------|--|---------------------------------|
| <p>第9章 魅力あるまちづくり</p> <p>第31条 市民、議会及び市は、小樽が将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市としてあり続けるよう努めます。</p> <p>2 市は、豊かな自然環境、歴史的景観等の小樽の特性を生かし、魅力あるまちづくり施策の推進に努めます。</p> <p>3 市民は、小樽の自然、歴史、文化等への理解を深めるとともに、訪れる人々を温かく迎えるよう努めます。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・小樽港クルーズ推進協議会によるクルーズ客船寄港時の歓迎 ・歴史的建造物の説明看板の設置及びパンフレット等による周知及び登録、指定、所有者に対しての助成制度の周知など ・景観条例及び屋外広告物条例の施行による周辺の街並みに調和した建築物等や屋外広告物の誘導 ・観光客へのボランティア団体等の活動</p> <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○日本遺産認定に向けた取組(H29年度～) ○第二次小樽市観光基本計画の策定(H29.4)</p> | | <p>・本章の規定について、本市は年間800万人以上(H29年度)の観光客が訪れる魅力あふれるまちであり、官民協働により、様々な取組を行っています。今後も本市が魅力あふれるまちとして発展するよう本条例の主旨により取り組む必要があると考えております。</p> | <p>第3回検討委員会</p> |
| <p>第10章 安全で安心なまちづくり</p> <p>第32条 市は、市民が、それぞれの地域において安全で安心な生活が営めるよう、防犯活動、交通安全運動その他の安全で安心なまちをつくる取組(以下「安全で安心なまちづくり」といいます。)を推進するとともに、自然災害その他の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行います。</p> <p>2 市は、前項の規定に関して、地域住民、関係機関等と連携し、協力するとともに、市民意識の向上に努め、必要な情報提供を行います。</p> <p>3 市民は、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、日常的に災害に備える意識を高め、自ら防災対策を講ずるほか、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めます。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・小樽市防災会議の運営及び小樽市地域防災計画の作成(S40年度～) 交通安全運動 (1)6期60日運動 (2)特別運動(七夕・クリスマス時期) (3)近隣市町村合同キャンペーン(小樽市、手稲区、石狩市) (4)小学校レター作戦(朝里小、色内小) (5)天神・真栄・奥沢合同キャンペーン(9月と3月) (6)高齢者交通事故防止対策事業(夜光反射材配 ・事業者との災害時・緊急時における各種協定の締結(13件) ・小樽市総合防災訓練の実施 ・町内会による自主防災訓練実施の啓発及び参加ならびに助言 ・避難所備蓄食料・備蓄品の配備(アルファ米・クラッカー、毛布、ブルーシート、簡易トイレなど) ・災害時要援護者登録制度の実施(H20年度～) ・小樽市耐震改修促進計画の推進(H20年度～) ・北海道の津波浸水想定(H22.3公表)に対応した津波ハザードマップの作成(H23年度) ・海拔標示板、津波喚起標識の設置(市内182箇所、H25～H26年度) ・町内会及び民間保育所等への防災ラジオの配布(240団体、H25～H26年度)</p> <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○事業者との災害時・緊急時における各種協定の締結(4件) ○交通安全運動 (1)4期40日 (2)飲酒運転根絶見廻隊事業 ○避難誘導看板の設置(市内運河周辺19箇所、H27年度) ○避難行動要支援者名簿の作成(H27年度～) ○小樽市空家等対策計画の策定(H27年度～) ○小樽港港湾BCPを策定(H28年度) ※BCPとは災害などのリスクが発生したときに、業務が中断しない、また、中断したとしても機能の復旧のため戦略的に準備しておく計画 ○北海道の津波浸水想定(H29.2公表)に対応した津波ハザードマップの作成(H29年度) ○市内沿岸地域への防災行政無線(同報系)の整備に向けた基本設計(H29年度)及び実施設計(H30年度)</p> | | <p>・本章に規定する、安全で安心なまちづくりについては、官民協働により、防犯、防災、交通安全など様々な取組を行っています。今後も、市民及び関係機関との連携を密にしながら、市民がより、安全で安心にこのまちで暮らしていけるよう取り組む必要があると考えております。</p> | <p>第3回検討委員会</p> <p>第3回検討委員会</p> |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|--|---|--------|--|-----------------|
| <p>第11章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力</p> <p>第33条 (国、北海道及び他の自治体との連携及び協力) 市は、まちづくりの課題解決のため、必要に応じて、国、北海道及び他の自治体と連携及び協力を図ります。</p> | <p><u><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小樽国道協議会(後志管内全20市町村で組織)の主宰 ・各種期成会の主宰・参加(8件) ・石狩湾新港管理組合(北海道、小樽市、石狩市で組織)への参画 ・石狩西部広域水道企業団(北海道、札幌市、小樽市、石狩市、当別町で組織)への参画 ・石狩湾新港地域開発連絡協議会(昭和46年度)への参加 ・北しりべし廃棄物処理広域連合(平成14年度～) ・北海道移住促進協議会(平成17年度)への参加 ・北海道新幹線建設促進沿線自治体連絡協議会(平成18年度)への参加 ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(北海道・北海道市長会・北海道町村会、H8.11締結) ・札幌市手稲区・石狩市との三市区連携(H19年度～) ・北しりべし定住自立圏(平成21年度、北しりべし5町村と協定締結) ・北海道新幹線並行在来線対策協議会(平成24年度)への参加 ・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ(北海道開発局、H22.5締結) ・泊発電所周辺の安全確認等に関する協定(北海道・後志各町村(岩内町・神恵内村・共和町・泊村を除く)・北海道電力株、H25.1締結) ・小樽市・半田市・日南市災害時相互応援協定(H25.3締結) ・小樽・北後志広域インバウンド推進協議会(平成25年度)への参加 ・災害時の応援に関する協定(北海道財務局・北海道・北海道市長会・北海道町村会、H26.3締結) <p><u><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○札幌市水道局との連携協力に関する基本協定を締結(H26年度) ※災害時などに水道水を相互融通できる緊急時連絡管を整備(H29年度) ○大規模災害時等の連携に関する協定(陸上自衛隊第11特科隊、北しりべし5町村、H27.1締結) ○原子力災害時等における広域避難に関する協定書(古平町、H27.3締結) ○北海道新幹線しりべし協働会議(平成27年度)への参加 ○「高速で行こう!!」北しりべし魅力発信協議会(平成28年度)への参加 ○北海道新幹線新小樽(仮称)駅建設促進連絡・調整会議(平成29年度)の設置 ○北海道新幹線利用促進キャンペーン事業実行委員会(平成29年度)への参加 ○小樽市結核集団感染対策委員会(H29年度設置) (構成:公益財団法人結核予防会結核研究所、小樽市、北海道、札幌市、当該病院) ○小樽地域雇用創造協議会(H29年度設置) (構成:小樽市、北海道後志総合振興局、小樽商工会議所、小樽物産協会、小樽観光協会、小樽商科大学、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部) | | <p>・本条文の規定について、個別の案件等の様々な課題に対して、国等の関係機関と協力し対応しているほか、社会状況の変化等に対応するため各自治体との広域での連携を推進しています。今後も、課題解決のため必要に応じて本条文の主旨により取り組む必要があると考えております。</p> | <p>第3回検討委員会</p> |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|---|--|--------|---|----------------------------------|
| <p>第34条 (関係機関との連携及び協力) 市は、政策の立案、課題の解決及び特色あるまちづくりのため、必要に応じて、関係機関と連携及び協力を図り、その情報、知識等をまちづくりに生かすよう努めます。</p> | <p><①本条例施行前(H26.3月以前)からの主な取組等> ・各種審議会等委員を各大学等(小樽商科大学・北海道職業能力開発大学校・北海道科学大学等)教員に委嘱 ・小樽市都市計画審議会委員への委嘱(小樽商科大学等に委嘱)(S44～) ・おたる運河ロードレース大会実行委員会を、NPO法人小樽体育協会、小樽後志陸上競技協会と協力して運営 ・小樽市スポーツ推進審議会委員を関係団体等(小樽商科大学、NPO法人小樽体育協会、小樽家庭婦人スポーツ連絡協議会、小樽スポーツ少年団本部、小樽市スポーツ推進委員会、高体連小樽支部、小樽市中体連)に委嘱 ・小樽市立学校評議員に地域青少年育成団体関係者等(児童センター館長、地域青少年を守る会会長等)を委嘱 ・保健所10か月児健診のブックスタート事業開始(H15年4月より NPO法人絵本・児童文学研究センター、保健所、子育て支援課、図書館とが連携し小樽市ブックスタート協議会を設置) ・「小樽商科大学附属図書館と市立小樽図書館との連携協力に関する覚書」を締結(H19年3月) ・小樽商科大学との包括連携協定の締結(H20年度)・博物館と北海学園大学との連携協定(H21年度)・市指定金融機関である㈱北洋銀行との連携協力協定の締結(H25年度)</p> <p><②本条例施行後(H26.4月～)の新たな取組等 ①は継続実施> ○博物館と小樽商科大学との連携協定(H26年度)○小樽市人口対策会議座長を小樽商科大学副学長に委嘱(H26年11月) ○いじめ防止対策審議会を設置(H27年度)(小樽商科大学教授に委嘱) ○北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画策定会議会長を北海道大学教授に委嘱(H27年度) ○北海道科学大学との連携協定の締結(H28年度)○北海道職業能力開発大学校との連携協定の締結(H28年度) ○行政評価市民会議議長を小樽商科大学教授に委嘱(H28年度) ○小樽市民の歯科口腔保健を考える会を設置(H28年度)(小樽市、小樽市歯科医師会、北海道歯科衛生士会小樽支部) ○小樽市空家等対策会議会長に小樽商科大学准教授に委嘱(H28年度) ○小樽市空家等対策会議副会長に北海道職業能力開発大学校准教授に委嘱(H28年度) ○南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会を設置(H28年度)(北海道科学大学教授に委嘱) ○小樽商科大学 本気プロH28～H29学生による図書館での取組、図書館100周年記念事業での協力 ○あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携及び協力に関する協定の締結(H29年度) ○日本郵便株式会社小樽市内郵便局(33局)との包括連携に関する協定の締結(H29年度) ○東洋水産株式会社北海道事業部とのパートナーシップ協定の締結(H29年度) ○「(仮称)小樽市中小企業振興基本条例」検討委員会委員として小樽商科大学教授、北海道職業能力開発大学校校長に委嘱(H29年度) ○小樽市胃内視鏡検診運営委員会を設置(H29年度)(市内専門医8名) ○小樽市救急医療体制の在り方検討会議を設置(H29年度)(医師会、第2次救急医療機関) ○小樽市行政不服審査会委員を小樽商科大学教授、弁護士、税理士に委嘱(H30.1～) ○小樽市地域公共交通活性化協議会を設置(H29年度)(北海道科学大学教授に委嘱) ○小樽市における人口減少の要因分析及び有効な施策に関する研究(H29年度)(小樽商科大学と共同研究) ○小樽市都市計画マスタープラン策定委員会設置(H30年度)(小樽商科大学准教授に委嘱)</p> | | <p>・本条文の規定について、個別の課題等の解決や社会状況の変化等に対応するため、本市では公官庁以外の各関係機関との連携を推進しています。今後も、課題解決のため必要に応じて本条文の主旨により取り組む必要があると考えております。</p> | <p>検討委員会の意見</p> <p>第3回目検討委員会</p> |

| 条文 | 各条文についての主な取組 | アンケート等 | 市の自己評価 | 検討委員会の意見 |
|---|--------------|--------|---|-----------------|
| <p>第12章 条例の位置付け等</p> <p>第35条 (条例の位置付け) 市は、まちづくりの推進のため、条例、規則等の制定又は改廃並びにまちづくりに関する計画の策定及び施策の実施に際して、この条例を最大限尊重し、この条例との整合性を図ります。</p> | | | <p>・本条文の規定について、市で策定する計画等については、本条例との整合性に留意しており、今後も、本条例の主旨により取り組む必要があると考えております。</p> | <p>第3回検討委員会</p> |
| <p>第36条 (条例の見直し) 市は、この条例の施行の日から、5年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します。 2 市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します。</p> | | | <p>・本条文の規定について、フォーラムの開催や検討委員会の設置により進めております。今後も、本条例の主旨により取り組む必要があると考えております。</p> | <p>第3回検討委員会</p> |